

第百四

昭和拾貳年七月拾六日決定

昭和十二年七月十二日 内閣書記官長



内閣書記官



内閣總理大臣

法制局長官



外務大臣	陸軍大臣	文部大臣	逓信大臣
内務大臣	海軍大臣	農林大臣	鐵道大臣
大藏大臣	司法大臣	商工大臣	拓務大臣

別紙衆議院議決ニ係ル孝道振作ヲ目的トスル國祭日制定、請願ヲ審査スルニ本請願、要旨ハ忠孝、道ハ肇國

法制局

ノ初ヨリ累代相傳諭ラズ教育勅語ニモ國體、精華ト宣シ給ヘル所及ニシテ孝道ヲ疎カニシテハ國體明徴茲家族制度、克實ハ期シ難シ然ルニ近時、世相ハ之ニ副ハザルモ、アリ孝道萎微シ忠道ト伍進シ難キ觀アルハ詢ニ遺憾ニシテ孝道、振作ハ刻下、急務ナリト信ズ依テ國民的祭日例ハ皇靈祭若ハ彼岸盂蘭盆等、内適當、日ヲ選ビ孝道

振作ノ爲、國祭日ヲ制定セラレタ
レト謂フニ在リ
按ズルニ孝道ノ尊ブベキハ固ヨリ
多言ヲ俟タザル所ナリ然レドモ之
ガ振作、爲國祭日ヲ制定スルヲ適
當トスルヤ否ヤハ今遽カニ斷ニ難
ク依テ本件ニ關シテハ仍慎重考究
スルコトト致度右、趣閣議決定相
成可然ト認ム

法
制
局

意見書

(請願特別報告第五三〇號)

請願文書表第二一四三號

孝道振作ヲ目的トスル國祭日制定ノ請願

東京市豊島區目白町三丁目三千六百二十五番地

著述業川崎巳之太郎外一名呈出(紹介議員猪野毛利榮君外一名)

右請願ノ要旨ハ忠孝ノ道ハ肇國ノ初ヨリ累代相傳渝ラス教育勅語ニモ國體ノ精華ト宣シ給ヘル所以ニシテ孝道ヲ疎カニシテハ國體明徴竝家族制度ノ充實ハ期シ難シ然ルニ近時ノ世相ハ之ニ副ハサルモノアリ孝道萎微シ忠道ト伍進シ難キ觀アルハ洵ニ遺憾ニシテ孝道ノ振作ハ刻下ノ急務ナリト信ス依テ國民的祭日例ヘハ皇靈祭若ハ彼岸盂蘭盆等ノ内適當ノ日ヲ選ヒ孝道振作ノ爲ノ國祭日ヲ制定セラレタシト謂フニ在リ

衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

昭和十二年 三月二十九日

内閣總理大臣 林 銑十郎 殿

衆議院議長 富田 幸次郎

衆議院書記官長 田口 弼一



二

法制閣 五一五
昭和十二年五月拾日

内閣衆乙第四二四 號

昭和十二年五月十三日

内閣總理大臣 林

銚十郎

法制局長官 川越文雄 殿

別紙衆議院議決

ニ孝道振作ヲ目的トスル國祭日制定
ノ請願

右貴局主管ノ件ニ付書類及回付候

内閣

裏面白紙

意見書

(請願特別報告第五三〇號)

請願文書表第二一四三號

孝道振作ヲ目的トスル國祭日制定ノ請願 東京市豊島區目白町三丁目三千六百二十五番地

著述業川崎巳之太郎外一名呈出(紹介議員猪野毛利榮君外一名)

右請願ノ要旨ハ忠孝ノ道ハ肇國ノ初ヨリ累代相傳渝ラス教育勅語ニモ國體ノ精華ト宣シ給ヘル所以ニシテ孝道ヲ疎カニシテハ國體明徴竝家族制度ノ充實ハ期シ難シ然ルニ近時ノ世相ハ之ニ副ハサルモノアリ孝道萎微シ忠道ト伍進シ難キ觀アルハ洵ニ遺憾ニシテ孝道ノ振作ハ刻下ノ急務ナリト信ス依テ國民的祭日例ヘハ皇靈祭若ハ彼岸盂蘭盆等ノ内適當ノ日ヲ選ヒ孝道振作ノ爲ノ國祭日ヲ制定セラレタシト謂フニ在リ

衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

昭和十二年 月 日

二

衆議院議長 富田幸次郎

内閣總理大臣 林 銑十郎殿

衆議院書記官長 田口 弼一

五
二
四
三

孝遠振作、為特、國際、日、製、業、公、請、願
紹、儀、受
緒、野、毛
濱、田、國、利、栄
松

清、野、人
川、崎、こ、ろ、の、外、一

衆、乙、四、二、四

孝道振作ノ為特ニ國祭日
ノ制定ヲ求ムル請願

趣意

一年中適當ノ日ヲ擇ヒ特ニ孝道振作ヲ旨ト
スル國祭日ヲ制定スルコト、但右期日ハ成ル
ヘク之ヲ公私ノ國民的祭日例ハ皇靈祭若
クハ彼岸、盂蘭盆等ノ中ヨリ撰定スルコト

理由

天祖 皇孫ニ寶鏡並神勅ヲ親授セラレテ萬
世一系ノ皇基爰ニ成リ 神武天皇鳥見山ニ
天神ヲ郊祀シテ大孝ヲ申フルノ例ヲ啓カセ給
フ 天皇ハ祭政一致、臣民ハ忠孝一本、肇國

ノ初ヨリ累代相傳渝ルコトナシ、是レ教育勅
語ニ、我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一
ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ
精華ト宣シ給ヒタル所以ナリ、孝道ヲ疎カニ
シテハ斷シテ國體ノ本義ヲ明徴ナラシムルヲ
得ス

開國進取ヲ國是ト為シ萬邦協和以テ宇内ニ
雄飛セムト為シタルハ實ニ王政維新ノ洪謨十
リ、右ハ皇室中心ノ舉國一致一君萬民ノ大
家族主義ニ由ラスンハ得テ之ヲ達成シ難シ
而シテ同主義ノ強化ハ之ヲ孝道ヲ骨子トスル
家族制度ノ充實ニ待タサルヘカラス

然ルニ近年世相ノ動向必スシモ之ニ副ハス
孝道寧口萎蕤シテ到底忠道ト伍進シ難キヤノ
觀ナキヲ得ス、是レ獨リ國體上由々シキ問題
タルノミナラス、帝國雄飛ノ實力ヲ蝕ミテ國
運ノ消長ニ關スルナキヲ保セス、孝道ノ振作
誰カ刻下ノ急務ナラストセシヤ、是レ爰ニ此
ノ請願アル所以ナリ

昭和十二年三月十六日

東京市豊島區目白町

三丁目三六二五番地

著述業

請願人 川崎巳之太郎

東京市豊島區地袋

明治三十二年十一月一日生

三丁目一三九二番地

職業著述業

請願人 山内直丸

紹介議員

明治三十二年三月八日生

猪野允利采

濱田

丸

衆議院議長 富田幸次郎殿